

令和 8 年度施設等利用費及び

豊島区私立幼稚園等園児保護者補助金のご案内

■ 補助の対象となる方

次の<1>～<3>すべてを満たしている方が対象となります。

- <1> 施設等利用給付認定を受けた幼児と同居する保護者で豊島区に住所を有している方。
- <2> 私立幼稚園に幼児を通園させ、入園料、保育料を納入している方。
- <3> 幼児が対象年齢区分に該当している方（ただし、就学義務を猶予又は免除された子は対象となります）。

■ 申請書類について

- (1) 全ての方:補助金申請書兼口座振替依頼書（以下「申請書」といいます。）を各幼稚園に提出
- (2) 認可外保育施設の利用料、給食費の補助を申請する場合、別様式により申請が必要です。
- (3) 下記に該当する方は、申請書に必要書類をホッチキス留めにて添付してください。

ただし、私立幼稚園園児保護者補助金申請にかかる個人番号の調書（以下「個人番号の調書」）については、幼稚園より配布される返信用封筒にて申請書とは別に区宛に送付ください。

※添付漏れの場合、補助金の交付ができなくなることがありますので、ご注意ください。

対 象	必 要 書 類
令和 8 年 1 月 2 日以降に 豊島区に転入された方	個人番号の調書(下記の QR コードよりダウンロード、もしくは幼稚園にお申し出 ください。)
豊島区外に単身赴任している 生計を一にする方がいる場合	※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、令和 8 年 1 月 1 日現在の住所地で発行す る課税証明書または税額決定通知書の写し(単身赴任をしている生計を一にする方が いる場合は単身赴任されている方のもの)を提出してください。
海外から転入された方	令和 7 年中収入状況を確認できる書類（給与支払証明書等） ※外国語の場合は日本語訳もつけてください。
税申告が未申告の方 (扶養家族以外の世帯全員)	令和 8 年 1 月 1 日現在の住所地にて住民税の税申告のうえ、個人番号の調書をご 提出ください。※個人番号の調書の提出を拒否する場合は、課税証明書または税額決 定通知書の写しを申請書に添付してください。 住所地が豊島区で未申告だった方は、税申告した旨を区にご連絡ください。

※ 次の要件に該当する方は、戸籍謄本の写し及び障害者手帳等の写しを添付してください。

- (1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している方
- (2) 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及び特別児童扶養手当、
国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る）
- (3) 要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

■ 補助金の交付時期

交付時期（予定）：4～8 月分：令和 8 年 11 月末
9～3 月分：令和 9 年 5 月末



認可外保育施設利用料、給食費補助の申請書は、
左記の QR コードよりダウンロード可能です。
ページ ID : 40688

交付方法：保護者の方への指定口座へ振り込み

- ※申請書の振込先口座の記載内容に誤りがあると、交付日に振込ができなくなりますのでご注意ください。
- ※今回の申請で年度末までの申請が可能です(途中転出・退園の場合は除く)。
- ※振込先口座は令和 9 年 5 月末まで解約しないでください。

■ 申請期限

各幼稚園指定の提出期限まで【期間厳守】

年度途中で豊島区へ転入された方や途中入園等された方は、速やかに申請をお願いいたします。



令和 8 年度補助金の申請期限は、令和 9 年 4 月 5 日（月）必着です。
期限を過ぎて申請された場合、補助金が支給できませんのでご注意ください。

（１）入園時補助金

【 所得制限あり 】

令和8年度に私立幼稚園等に入園した場合、納入した入園料の一部を園児1人につき1回限り補助します。

※納入した入園料の額が補助金額に満たなかった場合は、納入額を限度とします。

	所得の基準（令和8年度区市町村民税所得割課税額）	補助金額
対象	所得割課税額 420,000 円以下の世帯	50,000 円

（２）保育料補助【施設等利用費・園児保護者負担軽減補助金】

【 所得制限あり 】

保護者が納入した入園料、保育料等の一部を補助します。年度内に保護者が納入した入園料、保育料及びその他納付金が補助上限額となります。

対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

世帯区分	所得の基準（上限額） （区市町村民税所得割課税額）	補助上限額（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯、 世帯区分2のうちひとり親世帯等	40,200 円	40,200 円	40,200 円
2	非課税世帯、所得割非課税世帯、 世帯区分3のうちひとり親世帯等	37,200 円	38,200 円	38,200 円
3	所得割課税額 77,100 円以下の世帯	35,800 円	35,800 円	38,200 円
4	所得割課税額 211,200 円以下の世帯	35,800 円	35,800 円	37,600 円
5	所得割課税額 256,300 円以下の世帯	35,800 円	35,800 円	37,000 円
6	所得割課税額 256,300 円を超える世帯	35,800 円	35,800 円	35,800 円

（３）預かり保育料

【保育の必要性の認定の必要あり】

保育の必要性の認定を受けた方のみ対象です。1日あたり490円、月あたり下記記載額を上限とし給付します。「各月の預かり利用料」と「490円×利用日数」を比較し、少ない方が支給額となります。なお、預かり保育の利用日数及び利用料については各園にご報告いただきますので、領収証等の提出は不要です。

また、通園している幼稚園の預かり保育が一定の基準を満たしていない場合、認可外保育施設等の利用料が、幼稚園の預かり保育料とあわせて下記上限額まで無償化の対象となります。認可外保育施設等の利用料の請求方法等については、「認可外保育施設等の利用料の請求手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分（保育の必要性のない方は対象外）	補助上限額
3歳児～5歳児	施設等利用給付認定2号	12,300 円
満3歳児のうち 住民税非課税世帯	施設等利用給付認定3号	17,700 円
満3歳児のうち 住民税課税世帯	施設等利用給付認定1号＋保育の必要性が認められた方	17,700 円

（４）実費徴収に係る補足給付（給食費補助）

【所得制限又は多子の制限あり】

給食を提供されており（牛乳のみ、おやつのみ提供の場合含む）、給食実費を園に支払っている場合に対象となります。

（家から持参するお弁当は給食に該当しないため対象外。）以下の対象に該当する方で本補助金を申請する場合、本案内に同封しております「実費徴収に係る補足給付（給食費補助）の申請手続きについて」をご確認ください。

対象	認定区分	補助上限額（月額）	
		副食費相当分	主食費相当分
年収680万未満相当世帯（所得割課税額211,200円以下）の子ども、または第3子以降※の子ども	施設等利用給付認定1号～3号	5,100 円	3,000 円

※対象園児に保護者と生計を一にする兄・姉がいる場合、年齢に関わらず、年齢の高い順に第1子、第2子、第3子と数えます。

【その他のご案内】

- ◆生計を一にするご家族が単身赴任等の場合・・・同居、別居にかかわらず同一世帯として算定。
- ◆区市町村民税所得割課税額・・・世帯全員を合算。住宅借入金等特別税額控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除の適用前の額。
園児が父母以外の親族（祖父母等）に扶養されている場合、その方の課税額も対象。
4月から8月分の補助額の算定には令和7年度所得割課税額、入園時補助金及び9月から翌3月分の算定には令和8年度所得割課税額を用いて審査。
- ◆年度途中での入退園や、豊島区を転出入した場合・・・日割で計算。
- ◆補助金交付決定通知書・・・交付日の1週間前頃に自宅に郵送。年度途中で海外へ転出された方の通知書には年度末まで区で保管。
- ◆年度途中で世帯状況に変更があった場合・・・補助額が変更となる可能性があるため、速やかに区に連絡ください。
- ◆記載の内容については、今後変更となる可能性がございます。